

電気通信紛争処理委員会の手続の
オンラインによる実施要領

令和4年3月22日

電気通信紛争処理委員会決定第2号

最終改正 令和6年〇月〇日

電気通信紛争処理委員会決定第〇号

目次

I	目的等	
1	目的	p 3
2	対象手続	p 3
3	実施要領の位置付け	p 3
	(1) デジタル手続法上の位置付け	p 3
	(2) デジタル手続規程上の位置付け	p 3
	(3) 電気通信紛争処理委員会運営規程上の位置付け	p 3
4	施行日	p 4
II	電子メールによる実施要領	
1	あっせん・仲裁における手続の電子メールによる実施手順	p 5
	(1) あっせん・仲裁の申請	p 5
	(2) あっせん・仲裁の申請があった旨の通知	p 6
	(3) あっせん・仲裁の手続を進める意向の有無の回答	p 7
	(4) 以降の手続	p 8
2	あっせん・仲裁の申請先	p 9
3	留意事項	p 9
	(1) あっせん・仲裁における手続以外の手続等について	p 9
	(2) 様式について	p 10
	(3) 証拠としての文書又は物件の原本の提出について	p 10
	(4) 委員会が行う通知への押印について	p 10
	(5) 通知の到達時期について	p 10
	(6) 委員会が行う通知に係る期限の起算日について	p 11
III	ウェブ会議による実施要領	
1	ウェブ会議による実施の是非について	p 12
2	ウェブ会議による実施手順	p 12
別記	オンライン化等対象手続一覧	p 14

I 目的等

1 目的

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の手續（※）の電子メールによる実施及びウェブ会議による実施に関しては、別に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

※ 具体的に、個々の手續は、委員会、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第154条第3項（同法第156条第1項及び第2項、第157条第2項及び157条の2第2項、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の38第3項並びに放送法（昭和25年法律第132号）第142条第2項において準用する場合を含む。）に規定するあっせん委員、事業法第155条第2項（同法第156条第1項及び第2項、第157条第4項及び157条の2第4項、電波法第27条の38第5項並びに放送法第142条第4項において準用する場合を含む。）に規定する仲裁委員及び事業法第155条第4項において準用する仲裁法（平成15年法律第138号）第2条第2項に規定する仲裁廷が主体・客体となつて行われる。

2 対象手續

委員会の手續のうち、電子メールによる実施の対象となるもの及びウェブ会議による実施の対象となるものは、別記に示すとおりとする。

3 実施要領の位置付け

（1）デジタル手續法上の位置付け

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号。以下「主務省令」という。）第4条第2項ただし書きでは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手續法」という。）の規定に基づきオンラインにより申請等を行う者について、行政機関等の指定する方法により申請等を行った者の真正性を確認するための措置を講じる場合は、電子署名を要しない旨規定されている。

この実施要領に規定する代表者の意思確認の方法は、委員会の手續について、当該行政機関等の指定する方法に相当する。

（2）デジタル手續規程上の位置付け

電気通信紛争処理委員会の手續における情報通信技術の利用に関する規程（令和4年3月22日電気通信紛争処理委員会決定第1号。以下「デジタル手續規程」という。）第1条第1項及び第2条第1項では、委員会に対して行われる通知及び委員会が行う通知のうち当該通知に関する他の委員会による決定の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについて、当該決定の規定にかかわらず、別に定めるところにより、オンラインにより行うことができる旨規定されている。

この実施要領は、当該別に定めるところに相当する。

（3）電気通信紛争処理委員会運営規程上の位置付け

電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）第

5条の2第1項では、仲裁廷は、同規程に定めるところによるほか、当事者が別段の合意をしている場合を除き、委員会が別に定める準則に従って仲裁手続を行うとされている。

この実施要領における仲裁廷における仲裁手続に係る規定は、当該別に定める準則に相当する。

4 施行日

この実施要領は、決定の日から施行する。

II 電子メールによる実施要領

1 あっせん・仲裁における手続の電子メールによる実施手順

あっせん・仲裁における手続の電子メールによる実施は、次の手順によることとする。

(1) あっせん・仲裁の申請

手順	主体	内容
① 電子メールによる実施	申請者	<p>あっせん・仲裁の申請を電子メールにより行う場合、申請書等必要な書類の電子ファイル（※1）をパスワードにより暗号化し（※2）、それを添付した電子メールを、当該申請に係る一連の手続において使用するメールアドレス（以下「申請者メールアドレス」という。）から申請先（※3）のメールアドレス宛てに送信する（※4）。</p> <p>※1 電子ファイルは、原則、PDF形式とする。電子ファイルが大容量となる場合は、分割して送信するか、総務省「大容量ファイル転送システム」を使用して送信する。以下、あっせん・仲裁における手続に使用する電子ファイルの全てにおいて同様とする。</p> <p>※2 パスワードは、電話等、電子メール以外の方法で伝達する。以下、あっせん・仲裁における手続に使用するパスワードの全てにおいて同様とする。</p> <p>※3 申請先については、2参照。</p> <p>※4 送信前又は送信後直ちに、申請先に対し、当該申請の電子メールによる実施について電話で連絡する。申請先は、電子メールを受信後、内容を確認の上、受信した旨を申請者に電話で伝える。申請先は、申請者から電話連絡があったにも関わらず電子メールが届かない場合、電子メールの消失の可能性があることから、状況を確認する。以下、委員会に対して行われる通知の電子メールによる実施の全てにおいて同様とする。</p>
② 代表者の意思確認	委員会	<p>あっせん・仲裁の当事者として意思表示できるのは本人又は代理人のみであることから、申請者が法人の場合は、原則、代表者に対して電話又は対面（オンラインを含む。）により申請の意思確認を行う（※1）。</p> <p>ただし、あっせんの場合は、仲裁との手続の厳格性・柔軟性の違いを踏まえ、紛争の早期解決を図るため、申請書に記載の担当部署の所属長を通じて代表者の意思を確認できれば、後日、代表者が追認することを前提に、手続を進めてもよいこととする（※2）。</p> <p>また、申請者が、申請書に自主的かつ任意に代表者の押印又は自署をしている場合、その他電子的な方法により代表者の意</p>

		<p>思を確認できる場合は、上記の方法による代表者の意思確認は不要とする。</p> <p>※1 代表者の意思確認に当たっては、申請書に記載の代表者が真正な代表者であることについて、所管部局への照会等により確認する。特に、小規模の事業者等、申請者が所管部局において平素接する機会の少ない事業者である場合は、入念に確認する。</p> <p>必要に応じて、過去のやり取りにおいて把握しているメールアドレスやホームページで公にされている電話番号等により、法人のなりすましでないかの確認を行う。</p> <p>※2 代表者による追認は、申請に引き続いて行われる一連の手続の中で、例えば、意見陳述、あっせん案の諾否の通知等の機会を捉えて行われることが想定される。</p>
③ 申請者専用パスワードの付与	委員会	<p>代表者又は所属長に対して、専用のパスワード（以下「申請者専用パスワード」という。）を設定の上传える（※）。</p> <p>※ 意見書の提出等、引き続いて行われる一連の手続については、都度、②と同様な代表者又は所属長に対する意思確認を行うことが原則だが、パスワードを使用することにより、当該意思確認を行ったものとみなすこととするもの。</p> <p>なお、申請者の希望により、当該一連の手続の全部又は一部を電子メールにより行わないことも可能である。また、委員会に対して行われる通知だけではなく、委員会が行う通知についても、申請者が希望する場合は電子メールにより行うこととする。</p> <p>申請者専用パスワードは、代表者又は所属長本人ではなく担当者によって使用されることも想定されるところ、委員会としては、仮にそれが悪用されたとしても法人としての意思確認を行ったものとみなすので、代表者又は所属長は、厳重に管理し、セキュリティ上必要があれば委員会に対して再設定を求めることを要する。</p>

(2) あっせん・仲裁の申請があった旨の通知

手順	主体	内容
① 意向確認	委員会	ア 被申請者に対してあっせん・仲裁の申請があった旨の通知を行う場合、事前に、被申請者に対し、被申請者であることの実事関係の確認を行った上で、当該通知を電子メールにより受けることについての意向を確認する。
	被申請者	イ 当該通知を電子メールにより受けることを希望する場合は、その旨委員会に伝えるとともに、当該通知に係る一連の手続で使用するメールアドレス（以下「被申請者メールアドレス」という。）を委員会に伝える。

② 電子メールによる実施	委員会	<p>委員会は、必要な書類の電子ファイルをパスワードにより暗号化し、それを添付した電子メールを、被申請者メールアドレス宛てに送信する（※1）。</p> <p>その際、あっせん・仲裁の進める意向の有無の回答（※2）を求める。</p> <p>※1 送信後、被申請者に対して電話で連絡し、電子メールの受信を確認する。確認できない場合、電子メールの消失の可能性があることから、状況を確認する。以下、委員会が行う通知の電子メールによる実施の全てにおいて同様とする。</p> <p>※2 あっせんについては、別記のNo. 4-4「あっせんに応じるか否かの回答」がこれに該当する。なお、従来、あっせんに応じる場合は、その旨の回答ではなく別記のNo. 6-11の答弁書の提出を求めていたが、紛争の早期解決の観点から、答弁書に先立ちまずあっせんに応じる旨の回答の提出を求めることとする。</p> <p>仲裁については、別記のNo. 7-13「仲裁に付することについての回答」がこれに該当する。なお、仲裁に付する意思がある場合は、回答として仲裁の申請書の提出を求めることとし（仲裁の申請書の提出が仲裁に付することについての回答を兼ねるということ。）、仲裁に付する意思がない場合は、その旨の回答を求めることとする。</p>
--------------	-----	--

(3) あっせん・仲裁の進める意向の有無の回答

手順	主体	内容
① 電子メールによる回答	被申請者	<p>あっせん・仲裁の進める意向の有無の回答を電子メールにより行う場合、必要な書類の電子ファイルをパスワードにより暗号化し、それを添付した電子メールを被申請者メールアドレスから委員会宛てに送信する。</p>
② 代表者の意思確認	委員会	<p>あっせん・仲裁の当事者として意思表示できるのは本人又は代理人のみであることから、被申請者が法人の場合は、原則、代表者に対して電話又は対面（オンラインを含む。）により回答の意思確認を行う（※1）。</p> <p>ただし、あっせんの場合は、仲裁との手続の厳格性・柔軟性の違いを踏まえ、紛争の早期解決を図るため、当該回答に係る書類に記載の担当部署の所属長を通じて代表者の意思を確認できれば、後日、代表者が追認することを前提に、手続を進めることができることとする（※2）。</p> <p>また、被申請者が、当該回答に係る書類に自主的かつ任意に代表者の押印又は自署をしている場合、その他電子的な方法により委員会が意思確認できる場合は、上記の方法による代表者の意思確認は不要とする。</p>

		<p>※1 代表者の意思確認に当たっては、当該回答に係る書類に記載の代表者が真正な代表者であることについて、所管部局への照会等により確認する。特に、小規模の事業者等、被申請者が所管部局において平素接する機会の少ない事業者である場合は、入念に確認する。</p> <p>※2 代表者による追認は、引き続いて行われる一連の手続の中で、例えば、意見陳述、あっせん案の諾否の通知等の機会を捉えて行われることが想定される。</p>
③ 被申請者専用パスワードの付与	委員会	<p>代表者又は所属長に対して、専用のパスワード（以下「被申請者専用パスワード」という。）を設定の上传える（※）。</p> <p>※ 意見書の提出等、引き続いて行われる一連の手続については、都度、②と同様な代表者又は所属長に対しする意思確認を行うことが原則だが、パスワードを使用することにより、当該意思確認を行ったものとみなすこととするもの。</p> <p>なお、被申請者の希望により、当該一連の手続の全部又は一部を電子メールにより行わないことも可能である。また、委員会に対して行われる通知だけではなく、委員会が行う通知についても、被申請者が希望する場合は電子メールにより行うこととする。</p> <p>被申請者専用パスワードは、代表者又は所属長本人ではなく担当者によって使用されることも想定されるところ、委員会としては、仮にそれが悪用されたとしても法人としての意思確認を行ったものとみなすので、代表者又は所属長は、厳格に管理し、セキュリティ上必要があれば委員会に対して再発行を求めることを要する。</p>

（４）以降の手続

<委員会に対して行われる通知の場合>

手順	主体	内容
① 電子メールによる通知	当事者	ア 委員会に対して行われる通知を電子メールにより行う場合、必要な書類の電子ファイルを申請者専用パスワード又は被申請者専用パスワードにより暗号化し、それを添付した電子メールを申請者メールアドレス又は被申請者メールアドレスから委員会宛てに送信する。
	委員会	イ 申請者専用パスワード又は被申請者専用パスワードにより電子ファイルの暗号化を解除できることをもって、法人としての意思確認をしたものとみなす。

<委員会が行う通知の場合>

手順	主体	内容
----	----	----

① 意向確認	委員会	ア 委員会が行う通知を電子メールにより行う場合、事前に、申請者又は被申請者に対し、当該通知を電子メールにより受けることについての意向を確認する。
	当事者	イ 当該通知を電子メールにより受けることを希望する場合は、その旨委員会に伝える。
② 電子メールによる通知	委員会	委員会が行う通知を電子メールにより行う場合、申請者又は被申請者の意向を確認の上、必要な書類の電子ファイルを申請者専用パスワード又は被申請者専用パスワードにより暗号化し（※）、それを添付した電子メールを申請者メールアドレス又は被申請者メールアドレス宛てに送信する。 ※ 申請者から送信された電子ファイルを被申請者に転送する場合、被申請者向けのパスワードにより暗号化をし直した上で送信することに留意が必要。その逆も然り。

2 あっせん・仲裁の申請先

あっせん・仲裁の申請は、事業法第158条、放送法第142条第5項及び電波法第27条の38第6項の規定により総務大臣を経由してしなければならないこととされている。また、直接持込及び郵送の場合における地方の申請者の利便性確保のため、電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）第6条の規定により、申請者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信局長を経由して行うことができることとされている。

具体的な申請先は次表のとおりであり、申請者は、申請の区分に応じ、本省の申請先又は総合通信局等の申請先を選択できる。

申請の区分	申請先	
	本省	総合通信局等
あっせん（事業法関係）の申請 仲裁（事業法関係）の申請	総合通信基盤局総務課	電気通信事業課（沖縄総合通信事務所においては情報通信課電気通信事業担当。）
あっせん（電波法関係）の申請 仲裁（電波法関係）の申請	総合通信基盤局総務課	総務課（沖縄総合通信事務所においては総務課総務担当。）
あっせん（放送法関係）の申請 仲裁（放送法関係）の申請	情報流通行政局総務課	有線放送課（有線放送課がない総合通信局においては放送課。沖縄総合通信事務所においては情報通信課放送担当。）

3 留意事項

電子メールによる実施に当たっては、次の点に留意すること。

（1）あっせん・仲裁における手続以外の手続等について

あっせん・仲裁における申請者・被申請者以外の者に係る手続及びあっせん・仲裁における手続以外の手続の電子メールによる実施は、1に準ずるものとする。

(2) 様式について

各手続における様式について、特段定められていない場合は任意とするが、当該手続の内容が明確にわかるようにするものとする。

(3) 証拠としての文書又は物件の原本の提出について

証拠としての文書又は物件の提出については、電子メールにより行うことを可能とする(※1)が、委員会が必要と認める場合(※2)は、原本を提出しなければならないこととする(※3)。

※1 物件の提出についてもデジタル手続法の規定よりオンラインにより行うことが可能となっているが、物件の現物を画像データで代替することの適否は事前に委員会が判断することとする。

※2 例えば、当事者がオンラインにより提出した文書又は物件について、相手方当事者や委員会から改ざんの疑義等が呈され、原本を確認する必要がある等、当事者の意に反して、委員会の判断により原本を提出させることが必要となることが想定される。

※3 デジタル手続法及び主務省令では、申請等のうちに、原本を確認する必要があるものがあると行政機関等が認める場合は、オンラインにより行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合に該当し、オンラインにより行うことを可能とする規定が適用されないこととされている。

(4) 委員会が行う通知への押印について

委員会が行う通知への押印については、個々の事案ごとに、それまでの慣行や当事者等の意向も踏まえつつ、文書の真正性の確保等の観点からその必要性を検討することとし、必要と判断される場合は、当該押印を行うこととする。

(5) 通知の到達時期について

デジタル手続法の対象となる通知及びデジタル手続規程の対象となる通知については、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなすこととされている(※)。

これら以外の通知については、これらを踏まえ、これらと同様に当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

※ デジタル手続法において、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルが具体的にどの部分かについては、各個別の情報システムの内容等に基づき、どの時点において意思表示が相手方の支配領域に入ったものとみなせるかという観点で特定することとなると解されている。例えば、電子メールが自分のパソコンのハードディスク等ではなくクラウド上にあり、それを読みに行くような形態について、どの時点において支配領域に入ったとみなせるかについては、各個別の情報システムの内容等に基づき判断されるべきものであるが、一般論としては、必ずしもクラウド上にある電子メールを自分のパソコンのハードディスク等に保存したり、実際にその電子メールを読んだりといった行為を要するものではなく、当該通知を受ける者がその電子メールを読むことができる状態になった時点で支配領域に入ったものと、すなわち到達したものとみなせるものと考えられる。

(6) 委員会が行う通知に係る期限の起算日について

委員会は、別記のNo. 7-40「仲裁判断の訂正の申立て」等、委員会から通知を受けた日が期限の起算日となる手続については、事前に送信することを当事者に伝えた上で電子メールを送信した後、当事者等から受信されないとの連絡がない限り、委員会による送信日を起算日とみなす(※)。

※ 委員会が行う通知の到達時期については、(5)のとおり、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなされる。当該通知を受ける者において、受信した旨の返信をしない又は遅らせることにより受信した日時を恣意的に変動させる可能性を排除するため、委員会としては、当該通知について、事前に送信することを伝えた上で送信した後、当該通知を受ける者から受信されないとの連絡がなければ、仮に本当に電子メールが受信されていなかったとしても、特段の反証がない限り、電子メールが受信されたものと、すなわち、電子メールが当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものとみなすもの。

Ⅲ ウェブ会議による実施要領

1 ウェブ会議による実施の是非について

事業法で準用する仲裁法第26条では、仲裁廷が従うべき仲裁手続の準則は当事者が合意により定めるところによるとされており、当該合意がないときは、仲裁廷は適当と認める方法によって仲裁手続を実施することができることとされている。

これを踏まえ、委員会の手続のうちウェブ会議による実施の対象となる手続（以下「意見聴取・口頭審理等」という。）（※1）のウェブ会議による実施の是非について、当事者の合意がある場合は、当該合意により定めるところによることとし、当事者の合意がない場合については、当面、慎重に対応する（※2）。

※1 仲裁における手続以外の手続も同じ扱いとする。

※2 「仲裁法等の改正に関する中間試案の補足説明」（令和3年3月法務省民事局参事官室）によると、法務省法制審議会仲裁法制部会では、仲裁手続における口頭審理のオンラインによる実施の可否について検討してきたところ、当事者の合意に基づき実施することには特段の異論がみられなかったが、当事者の少なくとも一方が反対した場合については、意見の一致が見られなかったとのこと。

2 ウェブ会議による実施手順

意見聴取・口頭審理等のウェブ会議による実施は、次の手順によることとする。

手順	主体	内容
(1) 事前確認	委員会	① 意見聴取・口頭審理等を実施する場合は、事前に、ウェブ会議による実施について、当事者の意向を確認する。 ② 当事者の合意に基づきウェブ会議により実施することとなった場合は、当事者に対し、ウェブ会議システムへのアクセスの方法等具体的な実施方法及び(2)①に掲げる事項を遵守しなければならない旨伝える。
(2) ウェブ会議による実施	当事者	① 意見聴取・口頭審理等のウェブ会議による実施に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 ・ ウェブ会議システムへのアクセスは、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行う。 ・ 電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第13条の規定により、あっせん又は仲裁の手続は公開しないこととされていることから、ウェブ会議により実施する意見聴取・口頭審理等は、当事者、代理人及び補佐人以外の者に視聴させない。
	委員会	② 意見聴取・口頭審理等のウェブ会議による実施に際し、①に掲げる事項が遵守されるかを当事者への質問等により確認し、遵守されない可能性がある場合は、意見聴取・口頭審理等を中止する。 ③ 回線障害等により映像・音声の送受信ができなくなり、その結果、意見聴取・口頭審理等の適切な実施が困難と判断される場合

		は、やりとりを停止して、改善を待つ。
--	--	--------------------

オンライン化等対象手続一覧

【目次】

1	事業法の規定に基づく手続	p 15
2	電波法の規定に基づく手続	p 19
3	放送法の規定に基づく手続	p 21
4	電気通信紛争処理委員会令の規定に基づく手続	p 24
5	電気通信紛争処理委員会手続規則の規定に基づく手続	p 28
6	電気通信紛争処理委員会運営規程の規定に基づく手続	p 29
7	仲裁法及び電気通信紛争処理委員会仲裁準則の規定に基づく手続	p 36

【留意事項】

手続類型欄は次のとおり記載している。

- ・ 「①」にはあつせんに係る手続、仲裁に係る手続、その他の手続の別を記載。
- ・ 「②」には手続主体・客体について記載。「A」は委員会に対して行われる手続、「B」は委員会が行う手続、「C」は作成等で、括弧内が具体的な手続主体・客体。
- ・ 「③」には書面等による実施その他のその方法の規定の有無等について記載。
- ・ 「④」にはオンラインによる実施等の具体的な手法（電子メール、ウェブ会議、HP公表又はPC）を記載。

1 事業法の規定に基づく手続

No.	手続	根拠規定	手続類型
1-1	あつせん（事業法関係）の申請	<p>（電気通信設備の接続に関するあつせん）</p> <p>第百五十四条 電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、若しくは当該協議が調わないとき、又は電気通信設備の接続に関する協定の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額若しくは接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、（略）</p> <p>（準用）</p> <p>第百五十六条 前二条の規定は、電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定について準用する。この場合において、（略）</p> <p>2 前二条の規定は、卸電気通信役務の提供に関する契約について準用する。この場合において、（略）</p> <p>（その他の協定等に関するあつせん等）</p> <p>第百五十七条 電気通信事業者間において、電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要なものとして政令で定める協定又は契約（第三項において「協定等」という。）の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、（略）</p> <p>第百五十七条の二 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた当該第三号事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約（第三項において単に「契約」という。）の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、（略）</p>	<p>①あつせん</p> <p>②A（当事者→委員会）</p> <p>③電気通信紛争処理委員会手続規則第4条第1項に書面等による実施が規定（所定の様式の申請書を提出しなければならない旨規定）</p> <p>④電子メール</p>
1-2	あつせん（事業法	（電気通信設備の接続に関するあつせん）	①あつせん

	関係)における意見聴取の通知	<p>第五十四条</p> <p>5 あつせん委員は、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第五十六条 前二条の規定は、電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定について準用する。この場合において、(略)</p>	<p>②B (あつせん委員→当事者)</p> <p>③無</p> <p>④電子メール</p>
1-3	あつせん(事業法関係)における意見聴取	<p>2 前二条の規定は、卸電気通信役務の提供に関する契約について準用する。この場合において、(略)</p> <p>(その他の協定等に関するあつせん等)</p> <p>第五十七条</p> <p>2 第五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、(略)</p>	<p>①あつせん</p> <p>②B (あつせん委員→当事者)</p> <p>③無</p> <p>④電子メール、ウェブ会議</p>
1-4	あつせん(事業法関係)における意見陳述	<p>2 第五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、(略)</p>	<p>①あつせん</p> <p>②A (当事者→あつせん委員)</p> <p>③無</p> <p>④電子メール、ウェブ会議</p>
1-5	あつせん(事業法関係)における報告の求め	<p>2 第五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、(略)</p>	<p>①あつせん</p> <p>②B (あつせん委員→当事者)</p> <p>③無</p> <p>④電子メール</p>
1-6	あつせん(事業法関係)における報告	<p>2 第五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、(略)</p>	<p>①あつせん</p> <p>②A (当事者→あつせん委員)</p> <p>③無</p> <p>④電子メール</p>
1-7	あつせん(事業法関係)におけるあつせん案の提示		<p>①あつせん</p> <p>②B (あつせん委員→当事者)</p> <p>③無</p> <p>④電子メール</p>
1-8	あつせん(事業法関係)におけるあつせん案の諾否の通知		<p>①あつせん</p> <p>②A (当事者→あつせん委員)</p> <p>③無</p> <p>④電子メール</p>
1-9	仲裁(事業法関係)の申請	<p>(電気通信設備の接続に関する仲裁)</p> <p>第五十五条 電気通信事業者間において、電気通信設備の接続に関する協定の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方</p>	<p>①仲裁</p> <p>②A (当事者→委員会)</p> <p>③電気通信紛争処理委員会手続規則第5条第1項に書</p>

		<p>は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、(略)</p> <p>(準用)</p> <p>第一百五十六条 前二条の規定は、電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定について準用する。この場合において、(略)</p> <p>2 前二条の規定は、卸電気通信役務の提供に関する契約について準用する。この場合において、(略)</p> <p>(その他の協定等に関するあつせん等)</p> <p>第一百五十七条</p> <p>3 電気通信事業者間において、協定等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。</p> <p>第一百五十七条の二</p> <p>3 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。</p>	<p>面等による実施が規定(所定の様式の申請書を提出しなければならない旨規定)</p> <p>④電子メール</p>
1-10	総務大臣による諮問(事業法関係)	<p>(委員会への諮問)</p> <p>第一百六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。</p>	<p>①その他</p> <p>②A(総務大臣→委員会)</p> <p>③電気通信紛争処理委員会運営規程第10条第1項に書面等による実施が規定(文書をもって行う旨規定)</p> <p>④電子メール</p>
1-11	総務大臣に対する答申(事業法関係)		<p>①その他</p> <p>②B(委員会→総務大臣)</p> <p>③電気通信紛争処理委員会運営規程第10条第2項に書面等による実施が</p>

			規定（文書をもって行う旨規定） ④電子メール
1-12	総務大臣による 聴聞の主宰者の 推薦の依頼	（聴聞の特例） 第六十一条 2 前項に規定する処分又は第四十四条の五の 規定による処分に係る聴聞を行う場合におい て、当該処分が前条の規定により委員会に諮 問すべきこととされている処分であるとき は、当該処分に係る聴聞の主宰者は、委員会の 委員のうちから、委員会の推薦により指名す るものとする。	①その他 ②A（総務大臣→ 委員会） ③無 ④電子メール
1-13	総務大臣に対す る聴聞の主宰者 の推薦		①その他 ②B（委員会→総 務大臣） ③無 ④電子メール
1-14	総務大臣に対す る勧告	（勧告） 第六十二条 委員会は、この法律の規定によ りその権限に属させられた事項に関し、総務 大臣に対し、必要な勧告をすることができる。	①その他 ②B（委員会→総 務大臣） ③電気通信紛争処 理委員会運営規程 第10条第2項に書 面等による実施が 規定（文書をもっ て行う旨規定） ④電子メール

2 電波法の規定に基づく手続

No.	手続	根拠規定	手続類型
2-1	あつせん（電波法関係）の申請	<p>（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）</p> <p>第二十七条の三十八 免許等を受けて無線局（電気通信業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とするものに限る。以下この条において同じ。）を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会（以下この条において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、（略）</p> <p>2 認定開設者が、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等に対し、当該認定計画に係る終了促進措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、（略）</p>	<p>①あつせん</p> <p>②A（当事者→委員会）</p> <p>③電気通信紛争処理委員会手続規則第4条第2項に書面等による実施が規定（所定の様式の申請書を提出しなければならない旨規定）</p> <p>④電子メール</p>
2-2	あつせん（電波法関係）における意見聴取の通知	<p>（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）</p> <p>第二十七条の三十八</p> <p>3 電気通信事業法第一百五十四条第二項から第六項までの規定は、前二項のあつせんについて準用する。この場合において、（略）</p>	<p>①あつせん</p> <p>②B（あつせん委員→当事者）</p> <p>③無</p> <p>④電子メール</p>
2-3	あつせん（電波法関係）における意見聴取		<p>①あつせん</p> <p>②B（あつせん委員→当事者）</p> <p>③無</p> <p>④電子メール、ウェブ会議</p>
2-4	あつせん（電波法関係）における意見陳		<p>①あつせん</p> <p>②A（当事者→あつせん委員）</p>

	述		③無 ④電子メール、ウェブ会議
2-5	あっせん（電波法関係）における報告の求め		①あっせん ②B（あっせん委員→当事者） ③無 ④電子メール
2-6	あっせん（電波法関係）における報告		①あっせん ②A（当事者→あっせん委員） ③無 ④電子メール
2-7	あっせん（電波法関係）におけるあっせん案の提示		①あっせん ②B（あっせん委員→当事者） ③無 ④電子メール
2-8	あっせん（電波法関係）におけるあっせん案の諾否の通知		①あっせん ②A（当事者→あっせん委員） ③無 ④電子メール
2-9	仲裁（電波法関係）の申請	（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁） 第二十七条の三十八 4 第一項又は第二項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。	①仲裁 ②A（当事者→委員会） ③電気通信紛争処理委員会手続規則第5条第2項に書面等による実施が規定（所定の様式の申請書を提出しなければならない旨規定） ④電子メール

3 放送法の規定に基づく手続

No.	手続	根拠規定	手続類型
3-1	あっせん(放送法関係)の申請	(電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁) 第百四十二条 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者(登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。)が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る第十一条の同意(以下この節において単に「同意」という。)について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会(以下「紛争処理委員会」という。)に対し、あっせんに申請することができる。ただし、(略)	①あっせん ②A(当事者→委員会) ③電気通信紛争処理委員会手続規則第4条第3項に書面等による実施が規定(所定の様式の申請書を提出しなければならない旨規定) ④電子メール
3-2	あっせん(放送法関係)における意見聴取の通知	(電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁) 第百四十二条 2 電気通信事業法第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあっせんについて準用する。この場合において、(略)	①あっせん ②B(あっせん委員→当事者) ③無 ④電子メール
3-3	あっせん(放送法関係)における意見聴取		①あっせん ②B(あっせん委員→当事者) ③無 ④電子メール、ウェブ会議
3-4	あっせん(放送法関係)における意見陳述		①あっせん ②A(当事者→あっせん委員) ③無 ④電子メール、ウェブ会議
3-5	あっせん(放送法関係)における報告の求め		①あっせん ②B(あっせん委員→当事者) ③無 ④電子メール
3-6	あっせん(放送法関係)における報告		①あっせん ②A(当事者→あっせん委員)

			<ul style="list-style-type: none"> ③無 ④電子メール
3-7	あつせん(放送法関係)におけるあつせん案の提示		<ul style="list-style-type: none"> ①あつせん ②B(あつせん委員→当事者) ③無 ④電子メール
3-8	あつせん(放送法関係)におけるあつせん案の諾否の通知		<ul style="list-style-type: none"> ①あつせん ②A(当事者→あつせん委員) ③無 ④電子メール
3-9	仲裁(放送法関係)の申請	<p>(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)</p> <p>第百四十二条</p> <p>3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①仲裁 ②A(当事者→委員会) ③電気通信紛争処理委員会手続規則第5条第3項に書面等による実施が規定(所定の様式の申請書を提出しなければならない旨規定) ④電子メール
3-10	総務大臣による諮問(放送法関係)	<p>(裁定)</p> <p>第百四十四条</p> <p>5 総務大臣は、第一項の裁定をしようとするときは、紛争処理委員会に諮問しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①その他 ②A(総務大臣→委員会) ③電気通信紛争処理委員会運営規程第10条第1項に書面等による実施が規定(文書をもって行う旨規定) ④電子メール
3-11	総務大臣に対する答申(放送法関係)		<ul style="list-style-type: none"> ①その他 ②B(委員会→総務大臣) ③電気通信紛争処理委員会運営規程第10条第2項に書面等による実施が規定(文書をもつ

			て行う旨規定) ④電子メール
--	--	--	-------------------

4 電気通信紛争処理委員会令の規定に基づく手続

No.	手続	根拠規定	手続類型
4-1	関係行政機関の長等に対する資料提出等協力の求め	(資料の提出等の要求) 第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係都道府県知事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。	①あつせん、仲裁、その他 ②B (委員会→関係行政機関の長等) ③無 ④電子メール
4-2	関係行政機関の長等による資料提出等協力		①あつせん、仲裁、その他 ②A (関係行政機関の長等→委員会) ③無 ④電子メール、ウェブ会議
4-3	あつせん申請がなされた旨の通知	(あつせんの通知) 第五条 委員会は、当事者の一方からあつせんの申請がなされたときは、その写しを添えて、その相手方に対し、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。	①あつせん ②B (委員会→当事者) ③電気通信紛争処理委員会手続規則第1条第1項に書面等による実施が規定(書面により行う旨規定) ④電子メール
4-4	あつせんに応じるか否かの回答		①あつせん ②A (当事者→委員会) ③なし ④電子メール
4-5	あつせんをしない場合等の通知	(あつせんをしない場合等の通知) 第六条 委員会は、電気通信事業法(以下「事業法」という。)第百五十四条第二項(事業法第百五十六条第一項及び第二項、第百五十七条第二項並びに第百五十七条の二第二項、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十七条の三十八第三項並びに放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第百四十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に	①あつせん ②B (委員会→当事者) ③電気通信紛争処理委員会手続規則第1条第1項に書面等による実施が規定(書面により行う旨規定) ④電子メール

		対し、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。	
4-6	仲裁委員の名簿の作成	<p>(名簿の作成)</p> <p>第七条 委員会は、事業法第一百五十五条第三項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項、第一百五十七条第四項並びに第一百五十七条の二第四項、電波法第二十七条の三十八第五項並びに放送法第四百二十二条第四項において準用する場合を含む。第九条において同じ。）の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の名簿の記載事項は、総務省令で定める。</p>	<p>①仲裁</p> <p>②C（委員会）</p> <p>③電気通信紛争処理委員会令第7条第2項に書面等による実施が規定（「記載」の用語が用いられている）</p> <p>④P C</p>
4-7	仲裁委員の名簿の写しの送付	<p>(仲裁委員の選定等)</p> <p>第八条 委員会は、仲裁の申請があつたときは、当事者に対して前条第一項の名簿の写しを送付しなければならない。</p> <p>(仲裁委員が欠けた場合の措置)</p> <p>第十条</p> <p>2 前二条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名について準用する。</p>	<p>①仲裁</p> <p>②B（委員会→当事者）</p> <p>③電気通信紛争処理委員会令第7条第2項に書面等による実施が規定（「記載」の用語が用いられている）</p> <p>④電子メール</p>
4-8	仲裁委員の選定の通知	<p>(仲裁委員の選定等)</p> <p>第八条</p> <p>2 当事者が合意により仲裁委員となるべき者を選定したときは、総務省令で定めるところにより、その者の氏名を前項の名簿の写しの送付を受けた日から二週間以内に委員会に対し通知しなければならない。</p> <p>(仲裁委員が欠けた場合の措置)</p> <p>第十条</p> <p>2 前二条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名について準用する。</p>	<p>①仲裁</p> <p>②A（当事者→委員会）</p> <p>③電気通信紛争処理委員会手続規則第1条第1項に書面等による実施が規定（書面により行う旨規定）</p> <p>④電子メール</p>
4-9	仲裁委員に指名されることが適当でない委員等の通知	<p>第九条 当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定がなされない場合において、各当事者は、仲裁委員に指名されることが適当でないと認める事業法第一百五十五条第三項に規</p>	<p>①仲裁</p> <p>②A（当事者→委員会）</p> <p>③電気通信紛争処</p>

		<p>定する委員会の委員その他の職員があるときは、総務省令で定めるところにより、その者の氏名を前条第二項に規定する期間内に委員会に対し通知することができる。</p> <p>(仲裁委員が欠けた場合の措置)</p> <p>第十条</p> <p>2 前二条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名について準用する。</p>	<p>理委員会手続規則第1条第1項に書面等による実施が規定(書面により行う旨規定)</p> <p>④電子メール</p>
4-10	仲裁委員の指名の通知	<p>第九条</p> <p>2 委員会は、事業法第一百五十五条第三項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たっては、当該事件の性質、当事者の意思等を勘案してするものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その者の氏名を通知しなければならない。</p> <p>(仲裁委員が欠けた場合の措置)</p> <p>第十条</p> <p>2 前二条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名について準用する。</p>	<p>①仲裁</p> <p>②B(委員会→当事者)</p> <p>③電気通信紛争処理委員会手続規則第1条第1項に書面等による実施が規定(書面により行う旨規定)</p> <p>④電子メール</p>
4-11	仲裁委員が欠けた場合の通知	<p>(仲裁委員が欠けた場合の措置)</p> <p>第十条 委員会は、仲裁委員が死亡、罷免、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。</p>	<p>①仲裁</p> <p>②B(委員会→当事者)</p> <p>③電気通信紛争処理委員会手続規則第1条第1項に書面等による実施が規定(書面により行う旨規定)</p> <p>④電子メール</p>
4-12	仲裁における文書又は物件の提出の申出	<p>(文書及び物件の提出)</p> <p>第十一条 仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件を提出させることができる。</p>	<p>①仲裁</p> <p>②A(当事者→仲裁委員)</p> <p>③無</p> <p>④電子メール</p>
4-13	仲裁における文書又は物件の提出の求め	<p>(文書及び物件の提出)</p> <p>第十一条 仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件を提出させることができる。</p>	<p>①仲裁</p> <p>②B(仲裁委員→当事者)</p> <p>③無</p> <p>④電子メール</p>

4-14	仲裁における 文書又は物件 の提出		①仲裁 ②A（当事者→仲 裁委員） ③電気通信紛争処 理員会令第11条に 書面等による実施 が規定（文書又は 物件を提出させる ことができる旨規 定） ④電子メール
4-15	総務大臣に対 するあっせん 及び仲裁の状 況の報告	（あっせん及び仲裁の状況の報告） 第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令 で定めるところにより、あっせん及び仲裁の 状況について報告しなければならない。	①あっせん、仲 裁、その他 ②B（委員会→総 務大臣） ③無 ④電子メール

5 電気通信紛争処理委員会手続規則の規定に基づく手続

No.	手続	根拠規定	手続類型
5-1	あっせん申請に伴う証拠の提出	<p>(あっせんの申請)</p> <p>第四条</p> <p>4 証拠となるものがある場合においては、それを第一項、第二項又は前項の申請書に添えて提出しなければならない。</p>	<p>①あっせん</p> <p>②A (当事者→委員会)</p> <p>③電気通信紛争処理委員会手続規則第4条第4項に書面等による実施が規定(申請書に添えて提出しなければならない旨規定)</p> <p>④電子メール</p>
5-2	仲裁申請に伴う証拠の提出	<p>(仲裁の申請)</p> <p>第五条</p> <p>4 証拠となるものがある場合においては、それを第一項、第二項又は前項の申請書に添えて提出しなければならない。</p>	<p>①仲裁</p> <p>②A (当事者→委員会)</p> <p>③電気通信紛争処理委員会手続規則第5条第4項に書面等による実施が規定(申請書に添えて提出しなければならない旨規定)</p> <p>④電子メール</p>
5-3	仲裁合意を証する書面の提出	<p>(仲裁の申請)</p> <p>第五条</p> <p>5 紛争が生じた場合に事業法、電波法又は放送法による仲裁に付する旨の合意を証する書面がある場合においては、それを第一項、第二項又は第三項の申請書に添えて提出しなければならない。</p>	<p>①仲裁</p> <p>②A (当事者→委員会)</p> <p>③電気通信紛争処理委員会手続規則第5条第5項に書面等による実施が規定(申請書に添えて提出しなければならない旨規定)</p> <p>④電子メール</p>

6 電気通信紛争処理委員会運営規程の規定に基づく手続

No.	手続	根拠規定	手続類型
6-1	代理人についての承認の求め	(代理人及び補佐人) 第三条の三 当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。	①あっせん、仲裁 ②A (当事者→委員会) ③無 ④電子メール
6-2	代理人についての承認		①あっせん、仲裁 ②B (委員会→当事者) ③無 ④電子メール
6-3	代理人の権限の証明	(代理人及び補佐人) 第三条の三 2 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。	①あっせん、仲裁 ②A (当事者→委員会) ③電気通信紛争処理委員会運営規程第3条の3第2項に書面等による実施が規定(書面で証明しなければならない旨規定) ④電子メール
6-4	補佐人の出頭の許可の求め	(代理人及び補佐人) 第三条の三 3 当事者又は代理人は、あっせん委員及び仲裁廷(三人の仲裁委員の合議体をいう。以下同じ。)の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。	①あっせん、仲裁 ②A (当事者又は代理人→あっせん委員又は仲裁廷) ③無 ④電子メール
6-5	補佐人の出頭の許可		①あっせん、仲裁 ②B (あっせん委員又は仲裁廷→当事者又は代理人) ③無 ④電子メール
6-6	補佐人の出頭		①あっせん、仲裁 ②A (補佐人→あっせん委員又は仲裁廷) ③電気通信紛争処理委員会運営規程第3条の3第3項

			に出頭による実施が規定 ④電子メール、ウェブ会議
6-7	手続の分離又は併合の合意の求め	(手続の分離又は併合) 第三条の四 あっせん委員又は仲裁廷は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あっせん又は仲裁の手続を分離し、又は併合することができる。	①あっせん、仲裁 ②B (あっせん委員又は仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール
6-8	手続の分離又は併合の合意		①あっせん、仲裁 ②A (当事者→あっせん委員又は仲裁廷) ③無 ④電子メール
6-9	手続の分離又は併合の通知		①あっせん、仲裁 ②B (あっせん委員又は仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール
6-10	あっせんの答弁書の提出の通知	(あっせんの答弁書の提出期間の指示) 第四条の二 委員会は、電気通信紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)第五条の規定により通知するときは、相当の期間を指定して答弁書を提出すべき旨の通知をすることができる。	①あっせん ②B (委員会→当事者) ③無 ④電子メール
6-11	あっせんの答弁書の提出		①あっせん ②A (当事者→委員会) ③電気通信紛争処理委員会運営規程第4条の2に書面等による実施が規定(答弁書を提出する旨規定) ④電子メール
6-12	委員等に関する事実の開示	(委員等に関する事実の開示) 第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第一百五十五条第三項(法第一百五十六条第一項及び第二項、第一百五十七条第四項及び第一百五十七条の二第四項、電波法第	①仲裁 ②B (委員会→当事者) ③無 ④電子メール

		二十七条の三十八第五項並びに放送法第四百二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。	
6-13	仲裁準則と異なる別段の合意の提出の求め	(仲裁手続の準則) 第五条の二 2 仲裁の当事者は、前項の準則と異なる別段の合意がある場合は、仲裁廷の求めに応じ、その合意の内容を記載した書面を提出しなければならない。	①仲裁 ②B (仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール
6-14	仲裁準則と異なる別段の合意の提出		①仲裁 ②A (当事者→仲裁廷) ③電気通信紛争処理委員会運営規程第五条の2第2項に書面等による実施が規定(書面を提出しなければならない旨規定) ④電子メール
6-15	和解の勧告の承諾・撤回	(和解の勧告) 第七条 仲裁廷は、当事者双方の承諾がある場合には、仲裁手続のいかなる段階であっても、仲裁を求める事項の全部又は一部について、当事者に対し和解の勧告を行うことができる。	①仲裁 ②A (当事者→仲裁廷) ③電気通信紛争処理委員会仲裁準則(平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号)第18条に書面等による実施が規定(書面でしなければならない旨規定) ④電子メール
6-16	和解の勧告		①仲裁 ②B (仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール
6-17	和解の申立て	(仲裁判断)	①仲裁

		<p>第八条 2 仲裁廷は、仲裁手続中に仲裁を求める事項の全部又は一部について当事者が和解し、かつ、当事者双方の申立てがあったときは、その和解の内容を仲裁判断とすることができる。</p>	<p>②A（当事者→仲裁廷） ③無 ④電子メール</p>
6-18	証拠資料の当事者による閲覧の求め	<p>(証拠資料の閲覧) 第八条の二 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が委員会の事務局において閲覧できるようにする。</p>	<p>①仲裁 ②A（当事者→委員会） ③無 ④電子メール</p>
6-19	証拠資料の当事者による閲覧		<p>①仲裁 ②B（仲裁廷→当事者） ③電気通信紛争処理委員会運営規程第8条の2に委員会の事務局における実施が規定 ④電子メール</p>
6-20	参考人からの意見聴取の通知	<p>(意見の聴取) 第十一条 委員会は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、当該調査審議事項と関連する利害関係者その他の参考人から公聴会その他の方法により意見を聴取することができる。</p>	<p>①あっせん、仲裁、その他 ②B（委員会→参考人） ③無 ④電子メール</p>
6-21	参考人からの意見聴取		<p>①あっせん、仲裁、その他 ②B（委員会→参考人） ③無 ④電子メール、ウェブ会議</p>
6-22	参考人による意見陳述		<p>①あっせん、仲裁、その他 ②A（参考人→委員会） ③無 ④電子メール、ウェブ会議</p>
6-23	会議の議事録の作成	<p>(議事録) 第十四条 委員会は、開催した会議について議事録を作成し、次の事項(文書その他の方法に</p>	<p>①あっせん、仲裁、その他 ②C（委員会）</p>

		<p>より、会議の議事を行った場合においては、第一号に掲げる事項のうち開催の場所並びに第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)を記載する。</p> <p>一 開催の年月日及び場所 二 開会及び閉会の時刻 三 出席した委員及び特別委員の氏名 四 出席した利害関係者及びその他の参考人の氏名 五 出席した関係職員の所属及び氏名 六 議題 七 調査審議の内容 八 議決事項 九 その他必要な事項</p> <p>2 前項の議事録は、出席した委員及び特別委員の確認を得て作成し、委員長の承認を得るものとする。</p>	<p>③電気通信紛争処理委員会運営規程第14条第1項に書面等による実施が規定(「記載」の用語が用いられている)</p> <p>④P C</p>
6-24	会議の議事録及び会議で使用した資料の保存	<p>(議事録等の保存)</p> <p>第十五条 前条第二項の規定により委員長の承認を得た議事録(以下「会議の議事録」という。)及び会議で使用した資料は、委員会の事務局において保存する。</p>	<p>①あっせん、仲裁、その他 ②C(委員会) ③電気通信紛争処理委員会運営規程第14条第1項に書面等による実施が規定(「記載」の用語が用いられている) ④P C</p>
6-25	会議の非公開の理由の公表	<p>(会議の公開)</p> <p>第十六条 2 前項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。</p>	<p>①あっせん、仲裁、その他 ②B(委員会→不特定の者) ③無 ④HP公表</p>
6-26	会議の議事録の公表	<p>(会議の議事録の公表)</p> <p>第十七条 会議の議事録は、前条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公表する。</p>	<p>①あっせん、仲裁、その他 ②B(委員会→不特定の者) ③電気通信紛争処理委員会運営規程第14条第1項に書面等による実施が</p>

			規定（「記載」の用語が用いられている） ④HP公表
6-27	会議の議事録を非公開とする理由の公表	（会議の議事録の公表） 第十七条 2 前項の規定により委員長が会議の議事録を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。	①あっせん、仲裁、その他 ②B（委員会→不特定の者） ③無 ④HP公表
6-28	会議の議事概要の作成	（会議の議事録の公表） 第十七条 3 会議の議事録の公表までの間、委員会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、委員長の承認を得て公表する。	①あっせん、仲裁、その他 ②C（委員会） ③無 ④PC
6-29	会議の議事概要の公表		①あっせん、仲裁、その他 ②B（委員会→不特定の者） ③無 ④HP公表
6-30	会議で使用した資料の閲覧の求め	（会議で使用した資料の閲覧） 第十八条 会議で使用した資料は、第十六条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、委員会の事務局において一般の閲覧に供する。	①あっせん、仲裁、その他 ②A（一般→委員会） ③無 ④電子メール
6-31	会議で使用した資料の閲覧の求めへの回答		①あっせん、仲裁、その他 ②B（委員会→一般） ③無 ④電子メール
6-32	会議で使用した資料の閲覧		①あっせん、仲裁、その他 ②B（委員会→一般） ③電気通信紛争処理委員会運営規程第18条第1項に委員会の事務局における実施が規定

			④電子メール、HP公表
6-33	会議で使用した資料を非公開とする理由の公表	(会議で使用した資料の閲覧) 第十八条 2 前項の規定により委員長が会議で使用した資料を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。	①あっせん、仲裁、その他 ②B(委員会→不特定の者) ③無 ④HP公表
6-34	あっせん又は仲裁の手續に係る資料の閲覧の求め	(あっせん又は仲裁の手續に係る資料の非公開) 第十九条 2 前項の規定に関わらず、委員会は、あっせん又は仲裁の当事者がその公開を承諾する場合又はその公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合には、前項の資料を委員会の事務局において一般の閲覧に供することができる。	①あっせん、仲裁 ②A(一般→委員会) ③無 ④電子メール
6-35	あっせん又は仲裁の手續に係る資料の閲覧の求めへの回答		①あっせん、仲裁 ②B(委員会→一般) ③無 ④電子メール
6-36	あっせん又は仲裁の手續に係る資料の閲覧		①あっせん、仲裁 ②B(委員会→一般) ③電気通信紛争処理委員会運営規程第19条第2項に委員会の事務局における実施が規定 ④電子メール、HP公表
6-37	あっせん又は仲裁の手續に関して知ることができた事実の公表	(あっせん及び仲裁の手續に関して知ることができた事実の公表) 第二十条 委員会は、あっせん又は仲裁の手續に関してあっせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が知ることができた次の事実を公表することができる。 一 あっせん又は仲裁の申請の受理の年月日 二 あっせん又は仲裁の手續の終結の年月日(手續を行わない場合には、手續を行わないことが確定した年月日) 三 あっせん又は仲裁の手續に関する主な経過、当事者の氏名(当事者が法人であるときは、その名称)、当事者の主な主張及び結果の概要	①あっせん、仲裁 ②B(委員会→不特定の者) ③無 ④HP公表

7 仲裁法及び電気通信紛争処理委員会仲裁準則の規定に基づく手続

【留意事項】

- ※ 電気通信紛争処理委員会仲裁準則は、事業法で準用する仲裁法が当事者間の合意によることができるとしている事項について、当事者間に別段の合意がない場合に適用される手続等を委員会が定めたもの。
- ※ 次表では、事業法で準用する仲裁法における手続のうち、電気通信紛争処理委員会仲裁準則に対応する手続が規定されているものについては、当該対応する手続を記載している。

No.	手続	根拠規定（仲裁法）	根拠規定（電気通信紛争処理委員会仲裁準則）	手続類型
7-1	仲裁人候補による自己の事実の開示	（忌避の原因等） 第十八条 3 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。	—	①仲裁 ②B（仲裁委員候補→依頼者） ③無 ④電子メール
7-2	仲裁人による自己の事実の開示	（忌避の原因等） 第十八条 4 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実（既の開示したものを除く。）の全部を遅滞なく開示しなければならない。	—	①仲裁 ②B（仲裁委員→当事者） ③無 ④電子メール
7-3	仲裁委員の忌避の申立て	（忌避の手続） 第十九条 仲裁人の忌避の手続は、当事者が合意により定めるところによる。ただし、第四項に規定するものについては、この限りでない。 2 前項の合意がない場	（忌避の手続） 第三条 仲裁委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う。 2 前項の申立てをしようとする当事者は、仲裁委員の指名があった	①仲裁 ②A（当事者→仲裁廷） ③電気通信紛争処理委員会仲裁準則第3条第2項に書面等による実施が規定

		合において、仲裁人の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う。	ことを知った日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出しなければならない。この場合において、仲裁廷は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。	(申立書を提出しなければならない旨規定) ④電子メール
7-4	仲裁委員の忌避の決定の通知	3 前項の申立てをしようとする当事者は、仲裁廷が構成されたことを知った日又は前条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知った日のいずれか遅い日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出しなければならない。この場合において、仲裁廷は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。		①仲裁 ②B (仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール
7-5	自己の仲裁権限の有無についての判断の提示	(自己の仲裁権限の有無についての判断) 第二十三条 仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限(仲裁手続における審理及び仲裁判断を行う権限をいう。以下この条において同じ。)の有無についての判断を示すことができる。	—	①仲裁 ②B (仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール
7-6	仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張	(自己の仲裁権限の有無についての判断) 第二十三条 2 仲裁手続において、仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が仲	—	①仲裁 ②A (当事者→仲裁廷) ③仲裁法第23条第2項及び第33条第3項に書面等による実施及

		<p>裁手続の進行中に生じた場合にあってはその後速やかに、その他の場合にあっては本案についての最初の主張書面の提出の時（口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。）までに、しなければならない。ただし、（略）</p> <p>（不熱心な当事者がいる場合の取扱い）</p> <p>第三十三条</p> <p>3 仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までに収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。ただし、当該当事者が口頭審理に出頭せず、又は証拠書類を提出しないことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。</p>		<p>び出頭による実施が規定（主張書面の提出の時、出頭による口頭審理において主張する時まで）にしなければならない旨規定）</p> <p>④電子メール、ウェブ会議</p>
7-7	仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張に対する判断の提示	<p>（自己の仲裁権限の有無についての判断）</p> <p>第二十三条</p> <p>4 仲裁廷は、適法な第二項の主張があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める決定又は仲裁判断により、当該主張に対する判断を示さなければならない。</p> <p>一 自己が仲裁権限を有する旨の判断を示</p>	—	<p>①仲裁</p> <p>②B（仲裁廷→当事者）</p> <p>③</p> <p>決定により示す場合：無 仲裁判断により示す場合： ・仲裁法第39条第1項に書面等による実施が規定（仲裁判断書を作成しなければならない旨規</p>

		<p>す場合 仲裁判断前の独立の決定又は仲裁判断</p> <p>二 自己が仲裁権限を有しない旨の判断を示す場合 仲裁手続の終了決定</p>		<p>定)</p> <p>・電気通信紛争処理委員会運営規程第8条第1項に書面等による実施が規定（「記載」の用語が用いられている）</p> <p>④電子メール</p>
7-8	<p><u>暫定保全措置・暫定措置・保全措置の申立て（保全すべき権利又は権利関係及びその申立ての原因となる事実の疎明含む）</u></p>	<p>（<u>暫定保全措置・暫定措置又は保全措置</u>）</p> <p>第二十四条 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、<u>仲裁判断があるまでの間、その一方の申立てにより、他方の当事者に対し、次に掲げる措置いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる。</u></p> <p>一 <u>金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに、当該金銭の支払をするために必要な財産の処分その他の変更を禁止すること。</u></p> <p>二 <u>財産上の給付（金銭の支払を除く。）を求める権利について、当該権利を</u></p>	<p>（<u>暫定保全措置・暫定措置又は保全措置</u>）</p> <p>第四条 仲裁廷は、<u>仲裁判断があるまでの間、当事者の一方の申立てにより、他方の当事者に対し、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二十四条第一項各号に掲げる措置（次項において「暫定保全措置」という。）当事者の一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる。</u></p>	<p>①仲裁</p> <p>②A（当事者→仲裁廷）</p> <p>③無</p> <p>④電子メール</p>
7-9	<p><u>暫定保全措置・暫定措置・保全措置の命令</u></p>	<p>（<u>暫定保全措置・暫定措置又は保全措置</u>）</p> <p>第二十四条 仲裁廷は、<u>仲裁判断があるまでの間、その一方の申立てにより、他方の当事者に対し、次に掲げる措置いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる。</u></p> <p>一 <u>金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに、当該金銭の支払をするために必要な財産の処分その他の変更を禁止すること。</u></p> <p>二 <u>財産上の給付（金銭の支払を除く。）を求める権利について、当該権利を</u></p>	<p>（<u>暫定保全措置・暫定措置又は保全措置</u>）</p> <p>第四条 仲裁廷は、<u>仲裁判断があるまでの間、当事者の一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる。</u></p>	<p>①仲裁</p> <p>②B（仲裁廷→当事者）</p> <p>③無</p> <p>④電子メール</p>

		<p><u>することができなくなるおそれがあるとき、又は当該権利を 実行するのに著しい 困難を生ずるおそれ があるときに、当該 給付の目的である財 産の処分その他の変 更を禁止すること。</u></p> <p><u>三 紛争の対象となる 物又は権利関係につ いて、申立てをした 当事者に生ずる著し い損害又は急迫の危 険を避けるため、当 該損害若しくは当該 危険の発生を防止 し、若しくはその防 止に必要な措置をと り、又は変更が生じ た当該物若しくは権 利関係について変更 前の原状の回復をす ること。</u></p> <p><u>四 仲裁手続における 審理を妨げる行為を 禁止すること（次号 に掲げるものを除 く。）。</u></p> <p><u>五 仲裁手続の審理の ために必要な証拠に ついて、その廃棄、消 去又は改変その他の 行為を禁止するこ と。</u></p> <p><u>2 前項の申立て（同項 第五号に係るものを除 く。）をするとき、保 全すべき権利又は権利 関係及びその申立ての 原因となる事実を疎明 しなければならない。</u></p>		
--	--	---	--	--

7-10	担保の提供の命令	(<u>暫定保全措置</u> <u>暫定措置</u> <u>又は保全措置</u>) 第二十四条 <u>3-2 仲裁廷は、第一項各号に掲げる措置を講ずることを命ずる命令</u> (以下「 <u>暫定保全措置命令</u> 」という。)を発するに際し、必要があると認めるときは <u>いずれの当事者に対しても、前項の暫定措置又は保全措置を講ずるについて、</u> 相当な担保を提供すべきことを命ずることができる。	(<u>暫定保全措置</u> <u>暫定措置</u> <u>又は保全措置</u>) 第四条 <u>2 仲裁廷は、暫定保全措置を講ずることを命ずる命令</u> (以下「 <u>暫定保全措置命令</u> 」という。)を発するに際し、必要があると認めるときは <u>いずれの当事者に対しても、前項の暫定措置又は保全措置を講ずるについて、</u> 相当な担保を提供すべきことを命ずることができる。	①仲裁 ②B (仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール
7-11	担保の提供	(<u>暫定保全措置</u> <u>暫定措置</u> <u>又は保全措置</u>) 第二十四条 <u>4 保全すべき権利若しくは権利関係又は第一項の申立ての原因を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときその他の事情の変更があったときは、</u> 仲裁廷は、申立てにより、 <u>暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。</u>	(<u>暫定保全措置</u>) 第四条 <u>3 保全すべき権利若しくは権利関係又は第一項の申立ての原因を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときその他の事情の変更があったときは、</u> 仲裁廷は、申立てにより、 <u>暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。</u>	①仲裁 ②A (当事者→仲裁廷) ③無 ④電子メール
7-12	<u>暫定保全措置命令の取り消し等の申立て</u>	(<u>暫定保全措置</u>) 第二十四条 <u>5 前項の規定によるほか、</u> 仲裁廷は、 <u>特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、</u> 職権で、 <u>暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。</u>	(<u>暫定保全措置</u>) 第四条 <u>4 前項の規定によるほか、</u> 仲裁廷は、 <u>特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、</u> 職権で、 <u>暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。</u>	①仲裁 ②A (当事者→仲裁廷) ③無 ④電子メール
7-13	<u>暫定保全措置命令の取り消し等</u>	(<u>暫定保全措置</u>) 第二十四条 <u>5 前項の規定によるほか、</u> 仲裁廷は、 <u>特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、</u> 職権で、 <u>暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。</u>	(<u>暫定保全措置</u>) 第四条 <u>4 前項の規定によるほか、</u> 仲裁廷は、 <u>特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、</u> 職権で、 <u>暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。</u>	①仲裁 ②B (仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール
7-14	<u>暫定保全措置命令の職権による取り消し等におけるあらかじめの通知</u>	(<u>暫定保全措置</u>) 第二十四条 <u>5 前項の規定によるほか、</u> 仲裁廷は、 <u>特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、</u> 職権で、 <u>暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。</u>	(<u>暫定保全措置</u>) 第四条 <u>4 前項の規定によるほか、</u> 仲裁廷は、 <u>特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、</u> 職権で、 <u>暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。</u>	①仲裁 ②B (仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール
7-15	<u>暫定保全措置命令の職権による取り消し等</u>	(<u>暫定保全措置</u>) 第二十四条 <u>5 前項の規定によるほか、</u> 仲裁廷は、 <u>特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、</u> 職権で、 <u>暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。</u>	(<u>暫定保全措置</u>) 第四条 <u>4 前項の規定によるほか、</u> 仲裁廷は、 <u>特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、</u> 職権で、 <u>暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。</u>	①仲裁 ②B (仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール

7-16	特別の事情 の変更の有 無等の開示 の命令	(暫定保全措置) 第二十四条 6 仲裁廷は、第四項の 事情の変更があったと 思料するときは、当事 者に対し、速やかに当 該事情の変更の有無及 び当該事情の変更があ ったときはその内容を 開示することを命ずる ことができる。	(暫定保全措置) 第四条 5 仲裁廷は、第三項の 事情の変更があったと 思料するときは、当事 者に対し、速やかに当 該事情の変更の有無及 び当該事情の変更があ ったときはその内容を 開示することを命ずる ことができる。	①仲裁 ②B (仲裁廷→ 当事者) ③無 ④電子メール
7-17	特別の事情 の変更の有 無等の開示	(暫定保全措置) 第二十四条 6 仲裁廷は、第四項の 事情の変更があったと 思料するときは、当事 者に対し、速やかに当 該事情の変更の有無及 び当該事情の変更があ ったときはその内容を 開示することを命ずる ことができる。	(暫定保全措置) 第四条 5 仲裁廷は、第三項の 事情の変更があったと 思料するときは、当事 者に対し、速やかに当 該事情の変更の有無及 び当該事情の変更があ ったときはその内容を 開示することを命ずる ことができる。	①仲裁 ②A (当事者→ 仲裁廷) ③無 ④電子メール
7-18	暫定保全措 置命令を受 けた者が受 けた損害の 賠償の命令 の申立て	(暫定保全措置) 第二十四条 8 仲裁廷は、第四項又 は第五項の規定により 暫定保全措置命令を取 り消し、変更し、又はそ の効力を停止した場合 において、申立人の責 めに帰すべき事由によ り暫定保全措置命令を 発したと認めるとき は、暫定保全措置命令 を受けた者の申立てに より、当該申立人に対 し、これにより当該暫 定保全措置命令を受け た者が受けた損害の賠 償を命ずることができる。 ただし、当事者間に 別段の合意がある場合 は、この限りでない。	(暫定保全措置) 第四条 6 仲裁廷は、第三項又 は第四項の規定により 暫定保全措置命令を取 り消し、変更し、又はそ の効力を停止した場合 において、暫定保全措 置命令の申立てをした 者の責めに帰すべき事 由により暫定保全措置 命令を発したと認め るときは、暫定保全措 置命令を受けた者の申 立てにより、当該暫定保 全措置命令の申立てを した者に対し、これに より当該暫定保全措置 命令を受けた者が受け た損害の賠償を命ずる ことができる。	①仲裁 ②A (当事者→ 仲裁廷) ③無 ④電子メール
7-19	暫定保全措 置命令を受 けた者が受 けた損害の 賠償の命令	(暫定保全措置) 第二十四条 8 仲裁廷は、第四項又 は第五項の規定により 暫定保全措置命令を取 り消し、変更し、又はそ の効力を停止した場合 において、申立人の責 めに帰すべき事由によ り暫定保全措置命令を 発したと認めるとき は、暫定保全措置命令 を受けた者の申立てに より、当該申立人に対 し、これにより当該暫 定保全措置命令を受け た者が受けた損害の賠 償を命ずることができる。 ただし、当事者間に 別段の合意がある場合 は、この限りでない。	(暫定保全措置) 第四条 6 仲裁廷は、第三項又 は第四項の規定により 暫定保全措置命令を取 り消し、変更し、又はそ の効力を停止した場合 において、暫定保全措 置命令の申立てをした 者の責めに帰すべき事 由により暫定保全措置 命令を発したと認め るときは、暫定保全措 置命令を受けた者の申 立てにより、当該暫定保 全措置命令の申立てを した者に対し、これに より当該暫定保全措置 命令を受けた者が受け た損害の賠償を命ずる ことができる。	①仲裁 ②B (仲裁廷→ 当事者) ③無 ④電子メール
7- 2042	仲裁に付す ることにつ いての回答 の求め	(仲裁手続の開始並び に時効の完成猶予及び更 新) 第二十九条 仲裁手続 は、当事者間に別段の 合意がない限り、特定 の民事上の紛争につい て、一方の当事者が他 方の当事者に対し、こ れを仲裁手続に付する	(仲裁手続の開始) 第八条 仲裁手続は、一 方の当事者が他方の当 事者に対し書面をもっ て特定の紛争を仲裁手 続に付する旨の通知を した日又は一方の当事 者の申請を受けて委員 会が他方の当事者に仲 裁の申請があった旨の	①仲裁 ②B (委員会→ 当事者) ③無 ④電子メール
7- 2143	仲裁に付す ることにつ いての回答	(仲裁手続の開始並び に時効の完成猶予及び更 新) 第二十九条 仲裁手続 は、当事者間に別段の 合意がない限り、特定 の民事上の紛争につい て、一方の当事者が他 方の当事者に対し、こ れを仲裁手続に付する	(仲裁手続の開始) 第八条 仲裁手続は、一 方の当事者が他方の当 事者に対し書面をもっ て特定の紛争を仲裁手 続に付する旨の通知を した日又は一方の当事 者の申請を受けて委員 会が他方の当事者に仲 裁の申請があった旨の	①仲裁 ②A (当事者→ 委員会) ③電気通信紛争 処理委員会仲裁

		旨の通知をした日に開始する。	通知をした日のうち最も早い日に開始する。 (仲裁に付することについての回答期間の指示) 第八条の二 委員会は、当事者の一方から仲裁の申請がなされた場合(当事者の双方に、紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意がある場合を除く。)においてその旨の通知をするときは、その相手方に対し、相当の期間を指定して、当該申請に係る事件を仲裁に付することに同意するかどうかを書面で回答すべきことを求めることができる。	準則第8条の2に書面等による実施が規定(書面で回答すべき旨規定) ④電子メール
7- <u>2214</u>	証拠書類への翻訳文の添付の命令	(言語) 第三十条 4 仲裁廷は、すべての証拠書類について、第一項の合意又は第二項の決定により定められた言語(翻訳文について使用すべき言語の定めがある場合)においては、当該言語)による翻訳文を添付することを命ずることができる。	—	①仲裁 ②B(仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール
7- <u>2315</u>	証拠書類への翻訳文の添付	(言語) 第三十条 4 仲裁廷は、すべての証拠書類について、第一項の合意又は第二項の決定により定められた言語(翻訳文について使用すべき言語の定めがある場合)においては、当該言語)による翻訳文を添付することを命ずることができる。	—	①仲裁 ②A(当事者→仲裁廷) ③仲裁法第30条第4項に書面等による実施が規定(証拠書類に添付する旨規定) ④電子メール
7- <u>2416</u>	仲裁申請書記載事項等の陳述の命令	(当事者の陳述の時期的制限) 第三十一条 仲裁申立人(仲裁手続において、これを開始させるための行為をした当事者を	(当事者の陳述) 第十条 仲裁廷は、 <u>全て</u> すべて の当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠	①仲裁 ②B(仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール
7-	仲裁申請書	(当事者の陳述の時期的制限) 第三十一条 仲裁申立人(仲裁手続において、これを開始させるための行為をした当事者を	(当事者の陳述) 第十条 仲裁廷は、 <u>全て</u> すべて の当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠	①仲裁

25+7	記載事項等の陳述	<p>いう。以下同じ。)は、仲裁廷が定めた期間内に、申立ての趣旨、申立ての根拠となる事実及び紛争の要点を陳述しなければならない。この場合において、仲裁申立人は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。</p> <p>2 仲裁被申立人（仲裁申立人以外の仲裁手続の当事者をいう。以下同じ。）は、仲裁廷が定めた期間内に、前項の規定により陳述された事項についての自己の主張を陳述しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p>	<p>となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命じることができる。この場合において、当事者は、取り調べる必要があると思料する<u>全て</u>の証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。</p>	<p>②A（当事者→仲裁廷） ③電気通信紛争処理委員会仲裁準則第10条第1項に書面等による実施が規定（証拠書類を提出する旨規定） ④電子メール、ウェブ会議</p>
7- 26+8	仲裁申請書記載事項等の陳述の変更・追加	<p>（当事者の陳述の時期的制限） 第三十一条 3 すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。</p>	<p>（当事者の陳述） 第十条 2 <u>全て</u>の当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。</p>	<p>①仲裁 ②A（当事者→仲裁廷） ③電気通信紛争処理委員会仲裁準則第10条第1項に書面等による実施が規定（証拠書類を提出する旨規定） ④電子メール、ウェブ会議</p>
7- 27+9	仲裁申請書記載事項等の陳述の変更・追加の不許可			<p>①仲裁 ②B（仲裁廷→当事者） ③無 ④電子メール</p>

7- <u>2820</u>	口頭審理	(審理の方法) 第三十二条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、(略) (不熱心な当事者がいる場合の取扱い) 第三十三条 3 仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までに収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。ただし、当該当事者が口頭審理に出頭せず、又は証拠書類を提出しないことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。	(口頭審理) 第十一条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、(略) (不熱心な当事者がいる場合の取扱い) 第十三条 仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までに収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。	①仲裁 ②B(仲裁廷→当事者) ③電気通信紛争処理委員会仲裁準則第11条及び第13条第1項に出頭による実施が規定(出頭による口頭審理を実施する旨規定) ④電子メール、ウェブ会議
7- <u>2921</u>	口頭審理における証拠提出・意見陳述			①仲裁 ②A(当事者→仲裁廷) ③電気通信紛争処理委員会仲裁準則第11条及び第13条第1項に出頭による実施が規定(出頭による口頭審理を実施する旨規定) ④電子メール、ウェブ会議
7- <u>3022</u>	口頭審理の実施の申立て	(審理の方法) 第三十二条 (略) ただし、一方の当事者が第三十四条第三項の求めその他の口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。	(口頭審理) 第十一条 (略) ただし、一方の当事者が口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。	①仲裁 ②A(当事者→仲裁廷) ③無 ④電子メール
7- <u>3123</u>	口頭審理の日時及び場所の通知	(審理の方法) 第三十二条 3 仲裁廷は、意見の聴取又は物若しくは文書	—	①仲裁 ②B(仲裁廷→当事者) ③無

		の見分を行うために口頭審理を行うときは、当該口頭審理の期日までに相当な期間において、当事者に対し、当該口頭審理の日時及び場所を通知しなければならない。		④電子メール
7- <u>3224</u>	証拠書類等の反対当事者への仲裁廷経由の送付	(審理の方法) 第三十二条 4 当事者は、主張書面、証拠書類その他の記録を仲裁廷に提供したときは、他の当事者がその内容を知ることができるようにする措置を執らなければならない。	—	①仲裁 ②B (仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール
7- <u>3325</u>	証拠資料の内容の当事者への通知	(審理の方法) 第三十二条 5 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき鑑定人の報告その他の証拠資料の内容を、すべての当事者が知ることができるようにする措置を執らなければならない。	—	①仲裁 ②B (仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール
7- <u>3426</u>	鑑定人の選任の通知及び鑑定結果の報告の求め	(仲裁廷による鑑定人の選任等) 第三十四条 仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果の報告をさせることができる。	(仲裁廷による鑑定人の選任等) 第十四条 仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告させることができる。	①仲裁 ②B (仲裁廷→鑑定人) ③無 ④電子メール
7- <u>3527</u>	鑑定結果の報告			①仲裁 ②A (鑑定人→仲裁廷) ③電気通信紛争処理委員会仲裁準則第14条第1項に書面等による実施が規定

				(文書により報告させる旨規定) ④電子メール、ウェブ会議
7- <u>3628</u>	鑑定に必要な情報の鑑定人への提供等の求め	(仲裁廷による鑑定人の選任等) 第三十四条 2 前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。 一 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。 二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。	(仲裁廷による鑑定人の選任等) 第十四条 2 前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。 一 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。 二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。	①仲裁 ②B (仲裁廷→鑑定人) ③無 ④電子メール
7- <u>3729</u>	鑑定人の口頭審理への出頭の求め	(仲裁廷による鑑定人の選任等) 第三十四条 3 当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。	(仲裁廷による鑑定人の選任等) 第十四条 3 当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。	①仲裁 ②A (当事者→仲裁廷) ③無 ④電子メール
7- <u>3830</u>	鑑定人の口頭審理への出頭の通知			①仲裁 ②B (仲裁廷→鑑定人) ③無 ④電子メール
7- <u>3931</u>	鑑定人の口頭審理への出頭			①仲裁 ②A (鑑定人→仲裁廷) ③電気通信紛争処理委員会仲裁準則第14条第3項に出頭による実施が規定(出頭しなければならない旨規定)

				④電子メール、ウェブ会議
7- <u>4032</u>	和解の申立て	(和解) 第三十八条 仲裁廷は、仲裁手続の進行中において、仲裁手続に付された民事上の紛争について当事者間に和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあるときは、当該和解における合意を内容とする決定をすることができる。	—	①仲裁 ②A (当事者→仲裁廷) ③無 ④電子メール
7- <u>4133</u>	和解における合意を内容とする決定の通知	2 前項の決定は、仲裁判断としての効力を有する。	—	①仲裁 ②B (仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール
7- <u>4234</u>	和解における合意を内容とする決定書の作成	3 第一項の決定をするには、次条第一項及び第三項の規定に従って決定書を作成し、かつ、これに仲裁判断であることの表示をしなければならない。	—	①仲裁 ②C (仲裁廷) ③仲裁法第38条第3項に書面等による実施が規定(決定書を作成しなければならない旨規定) ④P C
7- <u>4335</u>	和解の勧試の承諾・撤回	(和解) 第三十八条 4 当事者双方の承諾がある場合には、仲裁廷又はその選任した一人若しくは二人以上の仲裁人は、仲裁手続に付された民事上の紛争について、和解を試みることができる。 5 前項の承諾又はその撤回は、当事者間に別段の合意がない限り、書面でしなければならない。	—	①仲裁 ②A (当事者→仲裁廷等) ③仲裁法第38条第5項に書面等による実施が規定(書面でしなければならない旨規定) ④電子メール

7- <u>4436</u>	仲裁判断書の作成	(仲裁判断書) 第三十九条 仲裁判断をするには、仲裁判断書を作成し、これに仲裁判断をした仲裁人が署名しなければならない。ただし、仲裁廷が合議体である場合には、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数が署名し、かつ、他の仲裁人の署名がないことの原因を記載すれば足りる。	—	①仲裁 ②C (仲裁廷) ③ ・仲裁法第39条第1項に書面等による実施が規定(仲裁判断書を作成しなければならない旨規定) ・電気通信紛争処理委員会運営規程第8条第1項に書面等による実施が規定(「記載」の用語が用いられている) ④PC
7- <u>4537</u>	仲裁判断の通知	(仲裁判断書) 第三十九条 5 仲裁廷は、仲裁判断がされたときは、仲裁人の署名のある仲裁判断書の写しを送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知しなければならない。	—	①仲裁 ②B (仲裁廷→当事者) ③ ・仲裁法第39条第1項に書面等による実施が規定(仲裁判断書を作成しなければならない旨規定) ・電気通信紛争処理委員会運営規程第8条第1項に書面等による実施が規定(「記載」の用語が用いられている) ④電子メール
7- <u>4638</u>	仲裁申立ての取り下げ等	(仲裁手続の終了) 第四十条 2 仲裁廷は、第二十三	—	①仲裁 ②A (当事者→仲裁廷)

		<p>条第四項第二号又は第三十三条第一項の規定による場合のほか、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。</p> <p>一 仲裁申立人がその申立てを取り下げたとき。ただし、仲裁被申立人が取下げに異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争の解決について仲裁被申立人が正当な利益を有すると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。</p> <p>二 当事者双方が仲裁手続を終了させる旨の合意をしたとき。</p> <p>三 仲裁手続に付された民事上の紛争について、当事者間に和解が成立したとき（第三十八条第一項の決定があったときを除く。）。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、仲裁廷が、仲裁手続を続行する必要がなく、又は仲裁手続を続行することが不可能であると認めるとき。</p>	—	<p>③無</p> <p>④電子メール</p>
7- <u>4739</u>	仲裁手続の終了決定の通知			<p>①仲裁</p> <p>②B（仲裁廷→当事者）</p> <p>③無</p> <p>④電子メール</p>
7- <u>4840</u>	仲裁判断の訂正の申立て	<p>（仲裁判断の訂正）</p> <p>第四十一条 仲裁廷は、当事者の申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類す</p>	<p>（仲裁判断の訂正の申立て期限）</p> <p>第十九条 当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類す</p>	<p>①仲裁</p> <p>②A（当事者→仲裁廷）</p> <p>③無</p> <p>④電子メール</p>

		る誤りを訂正することができる。	る誤りの訂正を申し立てるときは、これを、仲裁判断の通知を受けた日から三十日以内に行なければならない。	
7- <u>4941</u>	仲裁判断の訂正の決定及び訂正の申立てを却下する決定の通知	(仲裁判断の訂正) 第四十一条 仲裁廷は、当事者の申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りを訂正することができる。 4 仲裁廷は、第一項の申立ての日から三十日以内に、当該申立てについての決定をしなければならない。	—	①仲裁 ②B (仲裁廷→当事者) ③無 ④電子メール
7- <u>5042</u>	仲裁判断の解釈を求める申立て	(仲裁廷による仲裁判断の解釈) 第四十二条 当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断の特定の部分の解釈を求める申立てをすることができる。	(仲裁廷による仲裁判断の解釈) 第二十条 当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断の特定の部分の解釈を求める申立てをすることができる。	①仲裁 ②A (当事者→仲裁廷) ③無 ④電子メール
7- <u>5143</u>	追加仲裁判断を求める申立て	(追加仲裁判断) 第四十三条 当事者は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷に対し、当該申立てについての仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、第四十一条第二項及び第三項の規定を準用する。	(追加仲裁判断) 第二十一条 当事者は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、仲裁廷に対し、当該申立てについての仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。	①仲裁 ②A (当事者→仲裁廷) ③無 ④電子メール
7- <u>5244</u>	仲裁費用の予納の命令	(仲裁費用の予納) 第 <u>五十一</u> 四十八 条 仲裁	—	①仲裁 ②B (仲裁廷→

	等	<p>廷は、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁手続の費用の概算額として仲裁廷の定める金額について、相当の期間を定めて、当事者に予納を命ずることができる。</p> <p>2 仲裁廷は、前項の規定により予納を命じた場合において、その予納がないときは、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁手続を中止し、又は終了することができる。</p>		<p>当事者)</p> <p>③無</p> <p>④電子メール</p>
7 - <u>5345</u>	仲裁費用の 分担等の決 定の通知	<p>(仲裁費用の分担)</p> <p>第<u>五十二四十九</u>条</p> <p>3 仲裁廷は、当事者間に合意があるときは、当該合意により定めるところにより、仲裁判断又は独立の決定において、当事者が仲裁手続に関して支出した費用の当事者間における分担及びこれに基づき一方の当事者が他方の当事者に対して償還すべき額を定めることができる。</p>	—	<p>①仲裁</p> <p>②B (仲裁廷→当事者)</p> <p>③無</p> <p>④電子メール</p>